

平成16年度

安全保障輸出管理調査報告書

制度・手続 編

平成17年3月

財団法人 安全保障貿易情報センター

CISTEC



この事業は、競輪の補助金を受けて実施したものです。

はじめに

安全保障輸出管理をめぐる状況は、北朝鮮およびイランの核問題など、ますます緊迫の度を加えております。大量破壊兵器の拡散の懸念はココム時代とは異なり、いわゆる懸念国にとどまらず、テロリストなど個人、団体にまで拡大しており、彼らの必要な資機材の調達手口や入手経路もますます複雑化しております。

こうした厳しい情勢の下で、我々産業界としても、我が国の安全保障の一翼を担うべく、政府との役割分担を認識しつつ、適切な安全保障輸出管理遂行の責任をあらためて認識しているところであります。しかしながら、企業の個別的努力のみでは国全体としての輸出管理の完璧を期すことは困難と思われます。従って、今後はより一層、政府当局と輸出者との適切な役割分担を考慮しつつ輸出管理を遂行していく必要があります。企業は自らの輸出管理を向上させるとともに、CISTEC としても、政府に対し制度、手続、運用等の改善のための調査、検討および提言を行うこと等、今後もこうした活動に積極的に取り組むことが重要であると考えます。

このような観点から、今年度の CISTEC 安全保障輸出管理委員会 総合部会では、法令の解釈・手続・運用面を検討し政府へ提言を行うとともに、企業の自主管理をより充実させるためにガイダンス等を作成しました。国際面では、欧米・アジア主要国の輸出管理法制度の調査・分析を行うとともに、欧州へ訪問団を派遣し日欧共通の輸出管理問題に関し欧州の産業団体と意見交換を行いました。また我が国産業界の活動を支援するために米国 E A R 違反制裁事例集を作成し近日中に出版する予定であります。

本報告書はこれらの活動内容をまとめたものであり、各企業の輸出管理の一助となれば幸いです。今後も、CISTEC は、輸出管理を取り巻く国内外の環境の変化を踏まえ、我が国産業界のニーズを反映した部会活動を積極的に推進していく所存であります。

最後に、我々の活動にご指導とご協力を頂いた経済産業省、及び部会活動にご尽力頂いた総合部会及び専門委員会、分科会の委員の皆様に対して厚く御礼申し上げます。

平成 17 年 3 月
安全保障輸出管理委員会
総合部会
部会長 清川 佑二

目 次

1 . 総合部会の活動方針	1
2 . 総合部会の活動成果	3
2.1 提言及びその成果	3
2.2 輸出管理の的確化・効率化のためのその他の活動	5
2.3 調査・研究活動の成果等	5
2.4 国際交流	6
2.5 その他	7
3 . 総合部会の今後の課題	7

1. 総合部会の活動方針

当総合部会の今年度活動方針および主要課題は、平成16年7月2日に開催された第1回会合において、以下のように合意された。

1) 基本方針

安全保障輸出管理が、最近の国際情勢の下で、ますます重要性を増している事を踏まえ、全体として実効的かつ効果的な安全保障輸出管理を図るため、昨年度の当部会の成果等に基づき、以下の主要課題に積極的に取り組む。

2) 主要課題

(1) 我が国の輸出管理制度・手続

- ・通常兵器キャッチオール規制に関する問題点の検討
- ・これまで経済産業省に対して行った各種提言のフォロー
- ・輸出規制品区分番号の国際表示方法採用などの検討
- ・法令・通達・お知らせ等の合理化等の検討・要望

(2) 企業における輸出管理の適正化・効率化

- ・海外関係会社の自主管理ガイダンス・例示集の改訂
- ・効率的な安全保障貿易管理手法についての検討
- ・輸出許可申請手続きマニュアル改訂/役務取引許可申請手続きマニュアル改訂
- ・我が国産業界の活動を支援するガイダンスの作成検討
(役務取引ガイダンス / 「わかりやすさ・易しさ」輸出管理事例等)
- ・分野別研修会の実施

(3) 国際交流の推進、および海外法制度・運用の調査・比較分析

- ・インタangibleテクノロジー規制に関する欧米との比較検討
- ・国際レジームの制度面、技術規制の分野での動向調査と対応検討
(インタangibleテクノロジー規制の情報収集と分析)
- ・昨年の米国の各産業団体との意見交換を引続き継続すると共に、一昨年のU N I C E 等欧州産業団体訪問とで始まった対話を現地訪問等で継続する。
- ・米国再輸出規制改善に向けた活動を継続する。
- ・米欧、アジア主要国の輸出管理法制度の新規制定・改正状況を引続き調査する。
- ・米国E A R違反事例分析を継続すると共に、ガイダンスとしての発行を目指す。
- ・拡大E U等国際情勢の変化を踏まえ、欧州の輸出管理方針の動向を把握する。
- ・アジア各国に対する経済産業省の働きかけに連携した活動を実施する。また、特に中国については運用の面での調査の充実を図る。

(4) CISTEC 情報提供サービスのあり方の検討

- ・ 総合データベース、出版物等の改善策の提言
- ・ チェイサー情報の改善策の提言

経済産業省 奥田安全保障貿易検査官室長挨拶(平成16年7月2日
総合部会第1回会合)



清川総合部会長挨拶(平成16年7月2日
総合部会第1回会合)

(平成16年7月2日
総合部会第1回会合)



2. 総合部会の活動成果

以下は、平成 16 年度の輸出管理のあり方専門委員会、制度専門委員会、国際関係専門委員会の活動成果を総括したものである。

2.1 提言及びその成果

本年度も各専門委員会において、我が国の規制・手続に関してそれぞれの立場から、各種の合理化・簡素化提言活動を行った。以下に概略を示す。

1) 我が国の輸出管理のあり方の検討および提言（輸出管理のあり方専門委員会）

(1) 昨年度討議したものを引継ぐ形で 「輸出令別表 1 の 1 項の部分品・附属品の定義の明確化」および 「輸出規制品区分番号の国際表示方法の採用などの検討」の二つのテーマを選び、それぞれワーキンググループを設置して討議しについては要望書としてまとめた。

(2) 輸出規制品区分番号の国際表示方法の採用などの検討については、本来、我が国の輸出規制品区分番号を欧米と共通の方法にすることも考えられるが、そのためには様々な問題があり、現時点では我が国の輸出規制品区分番号と国際レジーム等の規制リスト番号との対比表を経済産業省で作成し、公表していただくことを要望することとし、要望書を経済産業省へ提出した

(3) また、一般包括許可の改正案についての討議も行い、パブリックコメントとして意見を経済産業省へ提出した。

2) 企業の自主管理に関する検討（輸出管理のあり方専門委員会）

(1) 「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイダンス」策定

今年度は昨年度作成した英文 ICP 例示の各条文に解説を加え、指導の立場にある日本の親会社や現地の日本人スタッフが、現地の ICP を作成又は改訂する上で、利用しやすいように日本語のガイダンスを作成した。また、現地の法令遵守に加えて米国の域外規制も重要なポイントであるので解説を付加した。

(2) 企業の自主管理手法の検討

国内の連結対象関係会社における安全保障貿易管理も視野に入れ、効率的な安全保障貿易管理のあり方に関して検討していく機会を持ちたいと考え分科会加盟各社の実情把握の一環として、連結対象関係会社に係わる基礎的なデータの把握を目的としたアンケートを行った。

3) CISTEC 情報提供サービスの検討および改善案策定

(輸出管理のあり方専門委員会)

本年度の分科会では、企業自主管理に役立つ安全保障貿易情報が輸出者にとつ

て適切な方法でタイムリーに提供されるよう、各種インフラを整備していくことが不可欠であることから、C I S T E Cが行っている情報提供サービスを様々な観点から検討を加え、利用者にとって一層役立つものにするような改善策の提言を目指した。

具体的には、C I S T E Cが年度の初めに賛助会員に対して行ったアンケートの回答を分析し、C I S T E Cの対応との確認を行って、重要と思われる事項についてのまとめをおこなった。以下の各アンケート項目毎に、C I S T E Cの回答を得た。

- 1) 総合データベース関連
- 2) チェイサー情報関連
- 3) 現状では対応が難しいが、対応の促進が必要と考える事項については、要望書の提出を行った。

4) 法令の改正要望 (制度専門委員会)

(1) 通達、お知らせ等の合理化等の検討・要望

昨年暮に経済産業省から公表された一般包括許可制度改正案について、経済産業省との間で自由討議形式の意見交換会を開催し、この中で産業界としての率直な意見を発表・提言した。

(2) キャッチオール規制の運用に関する検討と提言

貿易外省令第9条第1項第四号、いわゆる技術のキャッチオール規制条項の改正に関しては、規制強化であるため公布から施行までの期間を他の改正よりも長くすることを要望し、他の改正が平成17年1月1日施行であったのに対し、3月1日施行となった。

(3) 役務通達の2(1)根拠法令及び事務の取扱について

役務通達の2(1)根拠法令及び事務の取扱について根拠法令として「外為法第25条第1項の規定に基づき」となっているが、表題(外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について)と比較して言葉足らずとのコメントに対し、平成16年11月10日公布で外為法第25条第1項第一号の規定に基づき、・・・と改正された。

(4) 「16項の専ら係る技術の解釈等の明確化」

アンケートに基づくテーマを論議し、「16項の専ら係る技術の解釈等の明確化」はガイダンスに反映、「貨物等省令第20条第1項中のプログラム」の解釈削除はコンピュータ分科会へ検討を提起、貿易外省令第9条第1項第十号八の改正は継続検討とすることにした。

(5) 昨年度要望のフォロー等

前年度の制度検討WGが、アンケート調査結果に基づき「キャッチオール規制に関する6件のお願い事項」として経済産業省に提言していた。これに対して経済産業省から「提言事項の対応・検討の状況について」の回答を得た。

6件の提言全てに対して、本年度は対応しないとの回答であった。今後の環境の変化によっては再提言するか、またキャッチオール規制に関する新たな提言を行うかどうか検討する。

2.2 輸出管理の的確化・効率化のためのその他の活動

以下のマニュアル、ガイダンス、事例集等の作成・見直しを行った。

(制度専門委員会)

1) 「わかりやすさ・易しさ」に着目した輸出管理事例集の作成

わかりやすい手引書の本体はQ & Aで構成される。念入りに検討を行った結果、予定されていた全てのQ & Aに対して見直しが完了し、さらにフローチャート、手引書の使い方等Q & A以外の構成部分についての原案を作成し、手引書としての草稿が完成した。

2) 役務取引ガイダンス改訂

昨年度貿易外省令の改正点を中心とした<別冊版>を発行した後からよりわかりやすさを追求した内容にすべく、本冊の全面的改訂に取り組んできた。その結果、一部検討を要するがほぼ内容が固まってきており、今期中の発行を予定している。

3) 輸出許可申請手続マニュアル改訂

「輸出貿易管理令別表第1 輸出許可申請手続マニュアル」の原稿に対し、完成させ昨年11月に公布された法令改正に準拠させるための検討を行った。各章ごとに担当をきめ、法令等改正の影響及び全体の整合の観点より更に確認し、WG全体検討を経て見直し改訂案を作成した。現在、経済産業省に内容の確認を依頼しており、了承が得られ次第発行する予定である。

4) 役務取引許可申請手続マニュアル改訂

現行版は、引用している貨物等省令が改正された等から実際の法令との差異が多くなっていることから見直しを開始、平成17年1月26日に公布された「特別返品等包括許可の手続きについて(お知らせ)」等までを反映して、近々経済産業省へ内容の確認を依頼、早期発行を目指す。

2.3 調査・研究活動の成果等 (国際関係専門委員会)

(1) アジア各国の輸出管理法制度の調査及び見直し

アジアWGでは、アジア9カ国の輸出管理法制度を再調査すると共に、新たに「ベトナム」「ミャンマー」2カ国の法制度を調査した。再調査では、多くの日本企業が進出している「中国」および法制度の整備に進展が見られる「シンガポール」を重点調査対象国として、報告書の充実を図った。

(2) 米国の輸出管理法制度の見直し、ペナルティガイダンスの和訳

平成16年度の米国輸出管理法制度の種々の改正及び新動向を踏まえ、報告の記載内容の改訂を行った。

さらに、米国商務省によって、2004年2月公表されたペナルティガイダンスは、実務上、大変有益な内容であるので、和訳を作成した。

- (3) EUおよび主要国の輸出管理制度の調査および見直し
本年度は、EU統一規則及び英国、ドイツの法制度を再調査し、新たにベルギーの法制度に関する調査を行った。また、ルーマニア、ブルガリア、イタリア、スペイン及びフランスの5カ国について現地調査を実施した。
- (4) 現地訪問による運用実態の調査
欧州の輸出管理法制度確認のため調査団を派遣した。本年度はルーマニア、ブルガリア、イタリア、スペイン及びフランスの5カ国について訪問調査を実施した。
- (5) 我が国産業界の活動を支援するガイダンスの作成支援
EAR違反の確実かつ実効的な防止を図るため、昨年度及び今年度において、商務省ホームページ掲載の公開資料に基づき、各違反制裁事例の詳細な検討・分析を行った。近日中に「EAR違反制裁事例集」として出版の予定である。

2.4 国際交流（国際関係専門委員会）

国際交流分科会「CISTEC日欧産業界対話」は、輸出管理の国際的ハーマナイゼーションと適正化を目指し、日欧共通の輸出管理課題に関し欧州の産業界団体との連携を構築するため、現地を訪問して意見交換を実施した。分科会委員により編成された訪欧WGにおいて、欧州訪問時の討議内容や資料をまとめた上で、2004年11月5日より12日まで8日間にわたりドイツ、ハンガリー、ベルギー、英国の関係産業界団体、企業等を訪問しその結果について「CISTEC日欧産業界対話報告書」としてとりまとめた。

- (1) 2002年12月に初めて欧州産業界対話のデリゲーションを派遣し、UNICE(欧州産業界連盟)と継続的対話について合意に達した。今回は、UNICEに2回目の訪問を実施し、今後の展開・方向性について把握・確認することができた。
- (2) 2004年EU加盟を実現した中欧に位置するハンガリーの輸出管理においてEU規則に則り適切な管理がなされていることが確認できた。
- (3) EUのなかでもとりわけ輸出管理に熱心に取り組んでいるBDI(ドイツ産業界連盟)および今回が2回目の訪問であるCBI(英国産業界連盟)との意見交換において、米国の再輸出規制や無形技術移転(ITT)等について共通の課題として認識がなされるとともに、相互の友好関係が形成され、今後とも対話を継続することの有用性が確認された。
- (4) ドイツの富士通シーメンスコンピューター社、EADS社(欧州航空宇

宙防衛企業)、英国のロールス・ロイス社等欧州の代表的な企業における輸出管理の実際をつぶさに認識することができ、日本企業にとっての企業内管理のあり方に関して多くの示唆を得られた。

2.5 その他 (輸出管理のあり方専門委員会)

1) 「軍用品」、「武器」の定義に関する自由討論

当初の課題にはなかったが、武器の定義に絡んで武器輸出三原則のあり方についても多くの討議が行われた。このような自由議論は、直ちに輸出管理実務の規制緩和には結びつかないものの、輸出管理に纏わる基本的かつ重要な問題点の把握とメンバー間の認識の共有を促進し、来年度以降の分科会活動に役立つものと思われる。

2) これまで経済産業省に対して行った各種提言のフォロー

CISTEC 安全保障輸出管理委員会の活動の成果として過去に経済産業省に提出した要望のうち、未対応または未解決に終わっている案件を取り上げ、要望実現に向けて担当分科会をフォローした。

3. 総合部会の今後の課題

1) 我が国の輸出管理制度・手続の適正化、合理化のための調査、検討及び提言 輸出管理のあり方全般について検討

通常兵器キャッチオール規制への対応

輸出令別表第1の1の項の検討

一般包括許可の検討

コンプライアンスに着目した通関制度の検討

(以上 ~ 輸出管理のあり方専門委員会)

米国再輸出規制の改善に係る検討

(輸出管理のあり方専門委員会・国際関係専門委員会)

役務関連省令、通達等の合理化の検討・要望の継続

技術の無形移転に関するW A等の情報収集

(以上 ~ 制度専門委員会)

2) 企業の輸出管理の適正化・効率化のための調査、検討並びに支援

今回策定した「海外拠点のための安全保障貿易管理ガイドンス」を現地スタッフにも理解いただけるように英文版を策定

今年度実施したアンケート結果の検討を進め今後の企業の自主管理手法の効率化を推進する。(以上 輸出管理のあり方専門委員会)

輸出管理効率化又は政省令改正対応のガイドンス、マニュアルの発行、改訂、

整備（制度専門委員会）

- a) 「別1 貨物輸出許可申請手続マニュアル」改訂版の発行
- b) 「キャッチオール規制に関する解説・事例集」の改訂見直し
- c) わかりやすい「手引書」の発行
- d) 「役務取引ガイダンス」
- e) 「役務取引許可申請手続マニュアル」

3) 海外法制度・運用の調査、比較分析、および国際交流の推進

（国際関係専門委員会）

欧米主要産業団体、その他海外地域の産業団体との定期的交流・討議の継続

海外主要輸出管理関係機関（DOD等）との交流・討議の実施

欧米その他主要国の輸出管理法制度運用実態・動向調査、分析の継続

輸出管理制度の国際ハーモナイゼーションの調査・分析

4) CISTEC の輸出管理情報提供サービスについての検討

（輸出管理のあり方専門委員会）



第二回総合部会

（平成17年3月2日）

